

# 令和5年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	日本共産党上田市議団	
事 業 名	岡山県岡山市において開催された「第65回自治体学校 in 岡山」への参加	
事 業 区 分	①研究研修	②調査

## 1 上田市での課題と研修・調査の目的

毎年、全国各地を回って開催される自治体学校は、全国規模の研修会で自治体職員、研究者、地方議員など多数の参加者があります。

会派として講師による研究成果や全国各地の事例紹介など豊富な実践例が発表され、学ぶことが多いこの自治体学校に毎年参加するようにしています。

全体会、分科会などを通して、全国の先進的実践例や助言者の大学教授などの専門家の講演等を学んで、上田市政に提案などを行っていきたいと思います。

## 2 実施概要

○3日間を通しての、プログラムは、下記のとおりです。



みんなで学ぶ、つくる  
憲法・地方自治に根ざした  
まちとくらし

みんなが先生 みんなが生徒

**第65回 自治体学校 in 岡山**

岡山市立市民文化ホール  
岡山市勤労者福祉センター／おかやま西川原プラザ／岡山シティホテル桑田町別館 ほか  
2023年7月22日(土)～24日(月)  
後日、分科会・講座の録画配信予定あります。

**1日目 ● 全体会 7月22日(土) 12:30～16:50** 岡山市立市民文化ホール ZOOM ウェビナー配信

記念講演①  
地方自治と地域  
この1年から考える  
自治体問題研究所理事長  
奈良女子大学教授 中山 徹

記念講演②  
地域の主権を大切に、  
ミュニシパリズムの広がり  
東京都杉並区長 岸本聡子

**3日目 ● 全体会 7月24日(月) 9:20～11:50** 岡山市立市民文化ホール ZOOM ウェビナー配信

特別講演①  
暮らしから考える  
自治体行政のデジタル化  
慶応大学教授 本多 浩夫

特別講演②  
地方自治体が直面する  
課題への挑戦(現場から)  
岡山県真庭市長 太田 昇

主催 ● 第65回自治体学校実行委員会  
後援 ● 岡山県／岡山市／倉敷市／玉野市／笠岡市／井原市／総社市／高梁市／新見市／備前市／瀬戸内市／赤磐市／真庭市／美作市／浅口市／和気町／早島町／里庄町／鏡野町／勝央町／奈義町／久米南町／吉備中央町／新庄村／西粟倉村／岡山県教育委員会／岡山市教育委員会／倉敷市教育委員会／岡山県市長会／岡山県町村会／岡山県市議会連合会／岡山県町村議会連合会／RSK山陽放送／OHK岡山放送／TSCテレビせとうち／山陽新聞社【2023年4月12日現在・一部不詳】

◇1日目（岡山市立市民文化ホール）

○歓迎行事 備中神楽（画像）

歓迎行事は、開催される都市の伝統文化などを鑑賞できるものです。



○開校挨拶 川瀬憲子氏（学校長）/磯部作氏（現地実行委員長）

○記念講演①

「地方自治と地域 この1年から考える」

中山 徹氏（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学教授）

○記念講演②

地域の主権を大切に、ミュニシパリズムの広がり

岸本聡子氏（東京都杉並区長）

○リレートーク

地域と自治体 最前線

「奈義町の子育て支援の到達と課題」

森藤政憲氏（奈義町議会副議長）

実施日時		研修会場
令和5年7月22日12:30～ 7月24日11:50		主会場は、岡谷市立文化ホール 分科会会場は、岡山市勤労者福祉センターなど
報 告 内 容	<p>1 岡山市の概要 ＜研修会参加のため省略＞</p> <p>2 岡山市の特徴 ＜研修会参加のため省略＞</p> <p>3 視察事項について</p> <p>○7月22日（土） 全体会（12:30～16:50）</p> <p>○7月23日（日） 分科会に3人の議員がそれぞれ別々に参加</p> <p>＜講座11＞ 自治体政治・行政入門（午前） ～泉弥生議員～</p> <p>＜講座12＞ 自治体財政のしくみと課題（午後） ～泉弥生議員～</p> <p>＜分科会6＞ 「公なき『地域創生』とDXによる社会保障の変質を考える」 ～久保田由夫議員～</p> <p>＜分科会9＞ 地域コミュニティを守り発展させる「住民参加のまちづくり」 ～古市順子議員～</p> <p>○7月24日（月）全体会</p> <p>特別講演① 暮らしから考える自治体行政のデジタル化 本多滝夫氏（龍谷大学教授）</p> <p>特別講演② 地方自治体が直面する課題への挑戦（現場から） 太田 昇氏（岡山県真庭市長）</p>	
	<p>＜全体会 7月22日12:30～16:50 岡山市立市民文化ホール＞</p> <p>記念講演① 「地方自治と地域 この1年から考える」 厳しさが増す自治体をめぐる状況・・・では、どうすればいいのか？</p>	



### 中山徹氏（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学教授）

- ・ 厳しさが増す自治体をめぐる状況・
- ・ 安保3文書の改定、デジタル田園都市国家構想、社会保障改革、地域から平和が奪われる。医療、福祉、教育予算の削減、地域経済の縮小、住民自治と団体自治の縮小
- ・ では、どうすればいいのか？

#### ○地方政治を変える3要件

政策：原因がどこにあるのか、どうすれば変えることができるのか。

主体：どのような政治勢力が伸びれば、新たな政策が実行できるのか。地方政治における野党共闘、候補者を明確に示す

方法：政策と主体を女性、若者にどう伝えるか。

#### 記念講演②

### 「地域の主権を大切に、ミュニシパリズムの広がり」

#### 岸本聡子氏（東京都杉並区長）



2022年の区長選挙は投票率が前回より5.5%アップ。ミュニシパリズムとは、選挙による間接民主主義に限定せず、地域に根付いた自治的な民主主義による合意をめざしている。ボトムアップで地域から国政を変えようという運動です。

ミュニシパリズムには、①運動、②地方政治③地域経済の3つの要素があり、互いに影響し合い、現実の政治経済を変革する力になっています。

#### ○リレートーク 「地域と自治体最前線」

##### ①「奈義町の子育て支援の到達と課題」

松森政憲氏（岡山県奈義町議会副議長）

##### ②「非正規公務労働者の挑戦・・・会計年度に任用職員制度の矛盾と公共サービスの未来」

小川裕子氏（自治労連非正規公共評議長）

##### ③「マイナンバーカード有無で保育・教育に差別的政策を許さない備前市のたたかい

中西裕康氏（備前市議会議員）

○2日目 <7月23日分科会>

分科会名	内 容	参加議員
<p>&lt;講座11&gt; 自治体政治・行政入門</p>	<div data-bbox="528 353 828 654" data-label="Image"> </div> <p>&lt;講座11&gt; 自治体政治・行政入門 助言者 柏原 誠 (大阪経済准教授)</p> <p>&lt;講座の目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の地方自治のしくみの理解</li> <li>・地方自治の存在意義について考える</li> <li>・日本の地方自治の歴史について理解する</li> <li>・地方自治と民主主義の現状と課題について考える</li> </ul> <p>1, 理論</p> <p>&lt;自治体の目的&gt;</p> <p>①・地方自治法の規定 第1条2項 「住民の福祉の増進を図ることを基本」 「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法15条2項「公務員」＝全体の奉仕者</li> </ul> <p>②憲法と地方自治 ※明治憲法に「地方自治」なし 92条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治の本旨—団体自治と住民自治</li> </ul> <p>団体自治：地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意志と責任の下でなされる(自由主義・地方分権的主義)</p> <p>93条 長と議事機関としての議会—選挙で選ぶ(民主化規定) ※二元代表制の根拠</p> <p>94条 財産管理・事務処理・行政執行—「自治行政権」条例の制定「自治立法権」</p> <p>③地方自治の存在意義</p>	<p>泉弥生議員</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方自治は民主主義の最良の学校」～民主主義的側面</li> <li>・権力集中を防ぐ「地方分権」～自由主義的側面 権力分割—三権分立、任期制、地方自治</li> <li>・地方の実情にあった「効果的な行政」～効率性・能率性</li> <li>・基本的人権の具体化・現実化 ～教育・医療・福祉・介護・各種インフラ</li> <li>・政策の「実験場」または「防波堤」「補完」</li> </ul> <p>教育無償化(地方→国)</p> <p>2, 歴史</p> <p>①明治維新以前</p> <p>国民国家 Nation-State 曖昧</p> <p>封建制</p> <p>②大日本国憲法下～戦前・戦中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民国家樹立を強く意識した、支配者間の権力移動</li> <li>・天皇中心の中央集権国家の樹立</li> <li>・地方制度の導入—中央集権国家を支えるための地方戸籍と近代教育～地方の役目</li> <li>・自由民権運動への防波堤</li> <li>・官制として大日本帝国憲法の前に樹立</li> </ul> <p>市政・町村性(1888)、府県制・郡制(1890)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明治憲法下の地方制度</li> </ul> <p>明治憲法～天皇主権、地方自治なし～統治機構の末端、住民代表～限定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大正期・戦中</li> </ul> <p>大正デモクラシー—軍制廃止など</p> <p>戦時下—東京府と東京市の合併—東京都(1943)</p> <p>③戦後</p> <p>日本国憲法制定</p> <p>国民主権明記、公務員＝全体の奉仕者(概念)</p> <p>地方自治の章(地方自治の本旨＝団体自治と住民自治)</p> <p>断絶論と連続論</p> <p>機関委任事務制度・財政統制の継続</p> <p>3, 地方自治の仕組み</p> <p>①自治体の種類と数—普通地方公共団体+特別区を念頭に</p> <p>A, 普通地方公共団体—二層制 ※住所に表現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域—都道府県</li> <li>・基礎—市町村</li> </ul>	
--	--	---	--

		<p>B, 特別地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区—基礎自治体と位置づけ</li> <li>・財産区 ※地方公共団体の組合・広域連合など</li> </ul> <p>〈自治体の構成要素〉</p> <p>区域：権限が及ぶ地理的範囲</p> <p>住民：区域に住む者 ≠国民(一定の条件・国籍、年齢で有権者)</p> <p>法人格とそれを体現する自治体機構</p> <p>②自治体の機構—二元代表制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長(執行機関・独任制)と議会(議事機関・合議制)の両方を住民の直接選挙で選出</li> </ul> <p>③執行機関</p> <p>〈多元性と画一性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長</li> </ul> <p>首長の権限(地方自治法 149)、議案提出、予算の作成・執行、課税・手数料徴収、決算、会計監督、財産取得・管理・処分、公の施設の設置・管理・廃止、証書・公文書類の保管、その他普通地方公共団体の事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政委員会</li> </ul> <p>政治的中立性・技術的専門性・準司法性</p> <p>※教育委員長と教育長を一本化して首長が任命</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助機関・職員機構</li> </ul> <p>4,       フォーカス—地方議会</p> <p>(1)       地方議会の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会のない民主主義はない</li> </ul> <p>議事機関≠議決機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二元代表制のもとでの地方議会</li> </ul> <p>チェックアンドバランス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表の仕方の違い</li> </ul> <p>首長—独任制・リーダーシップ・少数派への配慮</p> <p>議会側の権限—複数性・公開性・議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会・議員に求められる役割</li> </ul> <p>行政の監視(チェック)</p> <p>市民の多様な意見を調整し行政に反映させる</p> <p>条例制定・政策立案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の権限</li> </ul> <p>議決権 地方自治法 96 条</p> <p>条例の制定・改廃、予算決定、決算認定</p>	
--	--	--	--

・不信任決議権 人事同意権 選挙権 意見表明権 調査権

(2) 地方議会(地方自治)の現状と課題

①現状

定数は条例で定める—議会みずから説明する責任

地方議員定数—63140人(h10年末)

→32021人(h3年末)

減少要因—市町村合併・定数削減 —出所：総務省資料—

② 課題

- ・投票率の低下
- ・無投票当選の増加
- ・偏った社会的構成(年齢・性・職業)
- ・増加する専決処分

※二元代表制における議会の特性の発揮への課題

5, クロージング—課題と展望

(1) 地方自治が直面する課題

①多岐にわたる取り組むべき課題

気候変動・少子高齢化・地域経済・など

②空洞化する地方自治

低下する投票率・なり手のいない議員・民営化で空洞化する公共

<講座12>

自治体財政のしくみと課題



<講座12> 自治体財政のしくみと課題

助言者 川瀬 憲子氏 (静岡大学)

1 研修内容

(1) 国の予算と地方財政計画—財源の中央集中と集権型システム

(2) 教育予算と学校統廃合

(3) 交付税の財源保障機能の弱体化行政部門市場化への誘導



		<p>(4)「地方創生」と集約型国土再編—財政誘導による再編  (5)静岡県と浜松市の事例—集約型国土再編とコンパクト化</p> <p>熱海市の事例—新型コロナ対応・土石流災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分権改革から地方創生</li> <li>・国の予算と地方財政計画</li> </ul> <p>「分権改革」から「地方創生」政策の流れ</p> <p>1993年 地方分権に係る国会決議</p> <p>1995年 地方分権推進法、地方分権推進委員会設置</p> <p>1997年 国の行政スリム化論、財政構造改革論、機関委任事務廃止、自治事務・法定受託義務への再編成、市町村合併奨励策</p> <p>1998年 地方分権推進計画、人口4000人未満の自治体への交付税削減</p> <p>2000年 地方分権一括法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少、少子高齢化への対応</li> <li>○社会資本(インフラ)の老朽化対策</li> <li>○「選択と集中」による土建国家型財政の見直し</li> <li>○いのち・暮らしを重視、教育・福祉の充実</li> <li>○地域の内発的発展へ</li> <li>○住民主体の環境保全型防災型サステナブルなまちづくりへ</li> <li>○地方財権の確立と住民主権、共同参画福祉社会へ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「分権改革」から「地方創生」政策の流れ</li> </ul> <p>2003～2006年 「三位一体の改革」「平成の大合併」</p> <p>★9.8兆円補助金と交付税削減、3兆円税源移譲</p> <p>「義務教育費国庫負担金」国の負担率引き下げ(1/2→1/3)</p> <p>「公立保育所運営費交付金」の廃止・一般財源化(1/2→0)など</p> <p>2004年 地方財政ショック(例：夕張の財政破綻)</p> <p>2008年 地方財政健全化法</p> <p>2011年 東日本大震災、福島原発第一事故</p> <p>2012年 税と社会保障一体改革、第二次安倍政権</p> <p>2014年 「まち、ひと、しごと創生法」と「国のグランドデザイン2050」</p> <p>日本版コンパクトシティ、立地適正化計画、公共施設統廃</p>	
--	--	--	--

	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生」とコロナ対策、デジタル</li> <li>・財源の中央集中 <ul style="list-style-type: none"> <li>2008年 法人事業税の一部国税化、地方譲与税化</li> <li>2012年 「一括交付金」(地域自主戦略交付金)廃止</li> <li>2014年度と2016年度 法人住民税の一部交付税の原子化(地方税が国税に)</li> </ul> </li> <li>★国税と地方税の割合(税源配分)は「三位一体改革」前の水準へ</li> <li>・政府予算の特徴</li> <li>○予算規模の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度 97兆7128億円 →2023年度 114兆円3812億円(過去最大)</li> </ul> </li> <li>○防衛関係費の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年度 5兆円4005億円 →2023年度 10兆円1686億円(防衛強化資金(仮称)繰入れ3.3兆円含む)</li> </ul> </li> <li>○地方財政計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>交付税見直し、臨時財政対策債過去最少、人件費削減など</li> </ul> </li> <li>・2023年度政府一般会計予算</li> <li>〈歳出面〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障関係費 36兆8890億円—32.3%</li> <li>国債費 25兆2500億円—22.1%</li> <li>防衛関係費・防衛基金 10兆1686億円—9.2%</li> <li>文教及び科学振興費 5兆4150億円—4.7%</li> <li>公共事業関係費 5兆5000億円—5.3%</li> <li>地方交付税 16兆7800億円—14%</li> </ul> </li> <li>〈歳入面〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>税収(見込み) 69兆4400億円—</li> <li>その他収入 9兆8182億円</li> <li>国債発行 35兆6230億円</li> </ul> </li> <li>・政府方針</li> <li>地方財政分野の見直し(2020年度～) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政計画の動向(2023年度)</li> <li>・文教予算 世界のなかでみても少ない</li> </ul> </li> <li>国庫負担減 →地方の一般財源</li> <li>三位一体改革 国：地方=1/2：1/2</li> <li>現在 国：地方=1/3：2/3</li> </ul>	
--	---	--

		<p>・地方交付税トップランナー方式</p> <p>○2016 年度から、民間委託等の業務改革を実施している自治体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額に反映するトップランナー方式を推進。</p> <p>○地方行政サービスの見直し(16 業務)</p> <p>〈2016 年度〉</p> <p>民間委託、学校用務員、本庁舎夜間警備、公用車運転、学校給食(運搬)、プール管理</p> <p>道路維持補修・清掃等、案内・受付、一般ごみ収集、本庁舎清掃、電話交換、学校給食(調理)</p> <p>指定管理者制度導入—体育館管理、公園管理</p> <p>庶務業務集約—庶務業務の集約化</p> <p>情報システムクラウド化—情報システムの運用</p> <p>・基準財政学見直しとその影響</p> <p>徴税を上位 1/3 をモデルとして厳格化</p> <p>〈問題点〉</p> <p>①実効的な徴税対策。貧困層への取り立て強化の懸念など。</p> <p>②都市と農村、大都市圏と地方圏など財政力の違いが強化されず成果が強く求められる。</p> <p>まち・ひと・しごと創生事業費にも反映される。</p> <p>・2021 年度 普通交付税の算定方法改正</p>	
	<p>〈分科会 6〉</p> <p>公なき「地域再生」と DX による社会保障の変質を考える</p>	 <p><b>〈分科会 6〉 公なき「地域再生」と DX による社会保障の変質を考える</b></p> <p><b>助言者 豊島明子氏（岡山大学教授）</b></p> <p>介護保険による市場化政策の一方、「地域共生社会」を掲げた福祉政策が進んでいます。</p> <p>この 20 年余の介護・福祉の法政策を振り返り、福祉行政の役割に迫る各地からの報告と交流を通じて今後のあり方を考える。</p>	<p>久保田由夫 議員</p>

		<p>マイナンバーカードと介護・医療のデジタル化がもたらす社会保障の変質と人権の観点からの課題についても考える分科会です。</p>	
	<p>&lt;分科会9&gt; 新型コロナ後の公共交通のあり方</p>	<div data-bbox="529 362 858 631" data-label="Image"> </div> <p>&lt;分科会9&gt; <u>新型コロナ後の公共交通のあり方</u>  <b>助言者 金山洋一氏</b>  <b>(富山大学学術研究部 都市デザイン学系特別研究教授)</b></p> <p>人、都市、社会に求められる公共交通のあり方と処方箋(鉄道分野の知見から)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉄道と人、都市、社会の関係(公共交通) コンパクトシティ化には、鉄道を核として、バスを組み合わせた都市交通施策が有効である。</li> <li>2. 鉄道のポテンシャルとその発揮要件 (環境、安全性、安定性、定時性、大量性) 例：富山ライトレールの整備・・・利用者数が大幅増加</li> <li>3. 鉄道再生の目的と方向性 気軽に出かけたくなる運行頻度は15分に1本・・・埼玉県実施 ・富山ライトレールは、パターンダイヤとした。 【例10:00, 10:15】 富山市は人口増(転入増)が続いている。中心市街地への投資で、固定資産税・都市計画税が増加。65歳以上の高齢者を対象にお出かけ定期券を発行【100円】⇒平均歩数6124歩、医療費削減効果は試算で一人当たり72,860円要介護認定者も減った。</li> <li>4. 日本版上下分離方式(官民分担、既存事業者との共存) 運行主体：事業者 整備主体：自治体、国 役割分担とリスク分担が実質的に定まる。 *バスでも考えられる。自治体：路線設定、事業者：受益に見合った運賃を払ってもらう。</li> <li>5. 政策・制度論 社会に必要なならば、前向きに公的支援を増やし、政策に</li> </ol>	<p>古市 順子 議員</p>

活かす。(増便、運賃を下げるなど利便性を高める⇒納税者の財産となる。(公有化)

\*他に、下記3件の報告がありました。

- ①「公共交通が支える持続可能で活気あるまち せとうち 青砥良定氏(岡山県瀬戸内市総合政策部企画振興課長)
- ②「堺線再生の取り組みとSIM プロジェクトについて」 池田昌博氏 (RACDA 大阪・堺)
- ③「RACDA (NPO 法人公共の交通ラクダ)」 岡将男氏 (NPO 法人 RACDA 会長)

○3日目<7月24日 全体会>

○特別講演①



**暮らしから考える自治体行政のデジタル化**  
**本多滝夫氏(龍谷大学教授)**

1、行政手続きのオンライン化と情報システムの標準化等

(1) 行政手続きのオンライン化

オンライン化した行政手続きにより、住民はわざわざ市役所に赴く手間を省くことができるが、他方で自治体は申請や届出をした住民の情報を、デ

ジタル・データとして入手することができ、住民の利便性の「向上」だけでなく、自治体がプラットフォームとしてデータを集積・蓄積するうえでも必要な業務「改善」である。

オンライン化した行政手続きには『デジタル行政推進法』にあるデジタル3原則が適用。

①デジタルファースト原則(原則として個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結)

②ワンスオンリー原則(一度提出した情報は、二度提出することは不要)

③コネクテッド・ワンストップ原則(民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも/一か所で実現)

①デジタル技術の活用を原則とする、②と③の基盤である

②行政機関における情報共有に関する原則である

③特定の手続き分野(例：引っ越し、死亡、相続等)を想定し、当該分野におけるワンストップ化の原則を定めている

※デジタル3原則は、端末と情報システムとをオンラインにすれば実現するものではなく、特に②と③原則を実現するためには円滑なデータ連携が不可欠。

そこで情報システムの標準化、具体的にはデータ要件の標準化と連携要件の標準化が必要。

## (2) 情報システムの標準化・共通化と自治体窓口の DX

2021 年 5 月に制定されたデジタル改革関連法のなかに「地方公共団体情報システム標準化法」—自治体に情報システムの標準化を求める法的根拠

標準化の対象—基幹系 20 業務

(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障がい者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

業務の情報システムについて、自治体は国が定めた標準化基準に適合するものを採用しなければならない。国指定の自治体が共通に利用するガバメント・クラウドの上に、各ベンダーが標準仕様に準拠したアプリケーションを構築し、自治体はその中から自らに最適と思われるものを選択する。情報システムを SaaS で運用するという制度設計。

## (3) データ連携基盤の構築とデジタル田園都市国家構想

デジタル社会は、手続きの利便性にとどまるのではなく、オンライン化された行政手続きを通じて集積されたパーソナルデータを蓄積している自治体の情報システムと民間事業者の情報システムとを連携することが必要。データの標準化と情報システムの共通化は API 連携を容易にする。データ連携基盤(=公共サービスメッシュ)は、民間業者が創出する新しいサービスの利用に必要なデータを公共分野や準公共分野から API を通じて引き出すことを容易にする仕組み。

このようなデータ連携基盤を全国各地に構築することを政策目標としているのが、デジタル田園都市国家構想。

## 2. マイナンバーカードとデジタル社会

### (1) マイナンバーとマイナンバーカードとマイナポータル相互の関係

#### ・マイナンバー

住民のパーソナルデータは各行政機関等において分散管理。マイナンバーを介して相互に連携がとれるようになっている。

個人識別性の高い共通番号に様々なパーソナルデータが紐づけられることになるので、プライバシー侵害、恣意的なプロファイリング等の恐れのある課題がある。

そのため、マイナンバーの管理・利用、紐づけられたデータ間の相互連携は法律上厳格に制限されていた。

#### ・マイナンバーカード

①券面による身元確認機能。身分証明書として用いることができる。

②カードに貼付されている IC チップ(電子証明書)による本人認証機能。

オンライン手続きで送信するデータが本人によるものであることを証明したり、マイナポータルへのアクセス、住民票のコンビニ交付のために端末にログインするとき、操作をしている

人が本人であることの証明など。

・マイナポータル

①自己情報コントロールのための機能であり、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)のやりとりの記録を本人に開示する機能がある。「やりとり履歴」として表示されている。さらに所得や個人住民税など、行政機関が保有する自己情報を本人に開示する機能。—自己情報確認機能(「わたしの情報」と表示)

②行政手続きを迅速化するための機能。国、自治体の手続きについての検索やオンライン申請ができる。(「手続きの検索と電子申請」と表示)マイナポータルにアクセスするには、マイナンバーカードが必須。

(2) マイナポータルとマイナンバーカードの横展開

・マイナポータルの横展開

自治体のオンライン化した行政手続きへのアクセス・サイトは自治体ごとに設けることもでき、現に独自の電子申請システムを構築している自治体もあるが、国は自治体にオンライン化した行政手続きのマイナポータルへの接続を求めている。「わたしの情報」で表示される自己情報を行政手続きに使用できる。

本人の同意に基づいて自己情報を外部に提供する機能も実装されている。行政手続きのハブだけではなく、住民が民間サービスを利用する際に本人のパーソナルデータを提供するプラットフォームにもなっている。

・マイナンバーカードの横展開

各種の資格証明書のマイナンバーカードへの一本化が強化。第211回国会では健康保険証のマイナンバーカードへの一本化が法制化され、書面の健康保険証は廃止されることに。運転免許証、在留カードとの一本化が予定されている。

さらに図書カードや自治体のポイントカードとしても進行。重点計画では、民間ビジネスにおいてもマイナンバーカードの利用の推進が謳われている。

3. デジタル社会と自治体

デジタル社会は資本主義の新しい展開とみることができる。

日本の経済学者の諸富徹氏—21世紀にデジタル・プラットフォーマーが市場支配力を高めていることに着目し、「物的なもの」が「非物質的なもの」によって新たな価値を与えられ、資本主義が新しい発展段階へ進化を遂げつつある現象を「資本主義の非物質主義的転回」と呼んでいる。

しかしアメリカの経営学者のショシャ・ズボフ氏は、デジタル化した資本主義を、予測製品を行動先物市場で取引する資本主義の新しい蓄積形態と見る。

アテンション・エコノミー(関心を競う経済)とも呼ばれ、AIを利用した資本は、デジタルデバイスを媒体にして、私たちの気づかない外部からの刺激で行動に影響を与え続けている。商業主義的なターゲットに合わせ、私たちの行動は気づかぬうちに変容を受けている。

デジタル技術、とくに認証技術とプロファイリング技術は社会全体の安全と秩序の維持にも使われている。防犯カメラ、SNS上のメッセージ監視するソフトなど公安に関係するもの、河川の水位の監視、橋梁の老朽化の監視など、デジタル技術が利用されつつある。

あらゆる人の行為、あらゆる事象をデジタル技術で収集・記録する。

重点計画—デジタル臨時調査会において作成「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表(2022.12.21)」に沿って規制所管府省庁において規制の見直しを行い、2024年6月までを目途にアナログ規制を一掃するとされている。デジタル規制改革推進一括法が第211回国会で成立。

## 2 研修から得られたこと：

「オンライン市役所」、「書かないワンストップ窓口」は、住民の事情を単純化・断片化してオンラインでの対応をするにとどまらず、事情が複雑でさまざまな所管課を巻き込んだ対応を必要とする住民により手厚いサービスを可能にするために、人的資源を振り向けるためのものとして、取り組まれるべきものである。

地方自治のあり方として、各地域の課題に取り組む自治組織と考えると、独自のサービス、多様性が保障されることが重要である。行政手続きのオンライン化と並行して進められる自治体の情報システムの標準化・共通化の基本的な問題は、自治体の独自のサービスが標準化によって削られてしまう恐れがあるため、情報システムのカスタマイズの自由の保障、そのための財源措置を保障することも必要である。また施設サービスの水準の維持は対面によるリアルな検査の重要性も考え、アナログ規制の見直しも慎重な検討の必要性がある。

自己情報はあくまで本人のものであり、憲法13条に保障される自己決定権がある。本人の意思による決定が必要不可欠であり、データ連携の透明性を確保するとともに、住民のパーソナルデータはあくまで本人の自己情報コントロール権を確保する仕組みを設けることも検討課題である。

## 特別講演②

### 地方自治体が直面する課題への挑戦（現場から）

#### 太田 昇氏（岡山県真庭市長）



#### (1) 真庭市の姿

- ・ 地域資源型の地域経営
- ・ 林業、木材加工業活性化と再生可能エネルギー産業
- ・ 環境型低コスト農業の推進
- ・ 高齢化社会に対応する共生社会

#### 【真庭市のエネルギー自給率】

真庭市 62% (バイオマス・太陽光・水力) → 再生可能エネルギー100%目指す



今後は、第二バイオマス発電所の建設

地域マイクログリッド構想の実現

※マイクログリッド(小規模電力網)ーエネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめてエネルギーを地産地消する仕組み。(太陽光、風力といった再生可能エネルギーなどの分散型電源が利用される。)

【地域経済循環率】

真庭市 2010 年 69.4% →2018 年 75.5%

(2) 真庭ライフスタイル⇒地域を豊かにすることとは？

市民一人の幸せの実現の応援

地域の魅力価値増進

⇒少子高齢化、地理的不利、経済衰退・・・

- ・ 少ないからこそできる個性に合わせたきめ細かな教育
- ・ 知恵と経験のある人がたくさんいる
- ・ 豊かな自然 精神的安らぎ 自立性の高さ
- ・ 地上資源の宝庫 エネルギー自給

多彩な地域性 + 多様な地域資源 + 住民の個性・思い ⇒ 真庭ライフスタイル

～行政による条件整備・サポート～

～多彩な真庭の豊かな生活～

(3) 真庭市の「脱炭素・SDGs」に向けた歩み

1992 年 21 世紀の真庭塾塾「木を使い切るまち」

2005 年 バイオマスタウン真庭構想

2014 年 バイオマス産業都市に認定

2015 年 生ごみ資源化事業開始

真庭バイオマス発電所稼働

2018 年 SDGs 未来都市に選定

2019 年 地域循環型共生圏プラットフォーム選定

2020 年 ゼロカーボンシティを宣言

2022 年 第一回脱炭素選考地域に選定

(4) 地域資源を生かした「回る経済」を確立する

- ①バイオマス産業のまち
- ②生ごみ・し尿液肥化事業
- ③真庭あぐりネットワーク
- ④蒜山⇄晴海プロジェクト
- ⑤シェアオフィス、サテライトオフィス整備
- ⑥真庭市デジタル地域通貨「まにこいん」

経済効果：市内バイオマス産業により付加価値額が約 52 億円増加

知の集積拠点・真庭市

林業 →木材業 →建築

バイオマス

関係機関等

研究・教育・人材育成連携

(5) 地方創生に向けた「SDGs」の推進

構成員間の連携等を通じた SDGs の推進 →市民運動への拡大、SDGs の達成

(6) ゼロカーボンシティまにわ

2030 年までに目指す地域脱炭素の姿

公共施設のCO2実質排出ゼロ →市民・企業などへ脱炭素ドミノが波及

COP26(国連気候変動枠組条約 第 26 回締約国会議)で事例紹介

(7) 多彩な地域の個性を育てる

真庭市をフィールドに農山村における新たな生き方と多様な働き方を模索し創造する人材を育成する。 →塾生の移住、関係人口の増加。

(8) ライフスタイルを実現する可能性の進化

① こどもはぐくみ応援プロジェクト

② 安心な生活を地域で支えあう(健康・福祉)

③ 成年後見制度利用促進

・ 真庭市が子育て施策を進めるうえで、市民のみなさんと共有し大切にしたい考え。

将来にわたり幸福な人生を送ることができるまち

子育てに夢を持ち、喜びを実感できるまち

① 子育て施策は持続可能な真庭市実現に向け、最優先課題。

② こども目線、こどもファースト

③ 全ての人が自分事として役割分担、支え育む

④ 切れ目ない総合的な施策

⑤ 当事者ニーズの把握、施策を進化、深化

⑥ 国や県の動向に留意しつつも、必要な施策は国等に先んじて積極果敢に取り組みます。

・ 集いの場の推進に力を入れている

・ 成年後見制度利用促進の拠点。専門職が連携。

## ○上田市政に活かせる課題等

(講座 11)

- ・大きな潮流のなかで地方自治のあり方をリ・デザインする必要
- ・歴史の中で地方自治のあり方がかわり、より民主主義が発展してきている。

また地方自治のあり方を考え、力を入れることは、より民主主義の発展に繋がると考える。憲法に明記された地方自治のあり方をしっかりと念頭に入れたい。

・いまは二元代表制のもとで、チェックアンドバランスを保ちながら民主的な議会のため、公開、透明性をもって臨むことが必要。

- ・チェックアンドバランスには、多様性ある議員が必要である(多角的に検討、討議する)
- ・より開かれた議会を目指し、市政がより身近に感じられるよう、意見交換会、議会報告の形・内容など、より良く研究することが必要。—執行機関によるパブコメ、説明会も重要。
- ・議員定数について、各地で課題に挙がっているが、そもそもの数の根拠が必要と考える。そのうえで人口減少等に対し減数も含め検討する必要がある。

ここでも多様性との関りがあり、有効政党数による数の根拠や(国政とは違うが、参考になる。)、委員会の必要数と多様性の構成での数の根拠など、市民へ示すことが大切。

また市民にも公開し、一緒に議論することも検討する必要がある(会津若松市議会：参照)

・多岐にわたる課題に直面する中で、解決のため、ここでも多様性ある意見を取り入れることの重要性から、市民とのまめな意見交換などが重要になってくる。

多様性は、市の予算をどう使うかに大きな影響を与え、広く市民に還元されることが見えることも重要である。開かれた議会をめざし、市政を身近に感じることができるようになりたい。

(分科会 9)

金山洋一教授は上下分離方式の提唱者とのことで、私は別所線について発言しました。鉄道分野の知見からの分科会でしたが、バスも含め公共交通全体の課題・政策等上田市でも生かせる内容でした。

(分科会 6)

・介護保険制度 20 年を振り返って、法律との関係が変化し、福祉の契約化が進んだ。具体的には、措置から契約に変わった。そのため介護保険を利用する介護サービスを利用する場合申請主義が原則となった。権利としての社会保障の課題と展望について考える良い機会となった。今後、医療・介護の DX が進むが個人の尊厳が保証されるかどうかきちんと注視していく必要がある。

(講座 1 2)

- ・地方交付税のトップランナー方式により、成果が強く求められる。
- ・行政サービスの市場化が進行 →地方の状況にあわせた個々の行政サービスが必要。
- ・地方創生政策は立地適正化計画、アセットマネジメントと連動 →アセットマネジメントは福祉や教育、文化施設などの統廃合を含んでおり、市民生活に及ぼす影響が大きい。 →地方の個々の事情やニーズには一律ではなく市民参加が重要。
- ・都市機能や居住機能の集約を促す一方、災害リスクの高まりなどもあり、市民の生活権からみれば多くの課題が残る。 →生活権、環境権の保障。
- ・デジタル社会への進歩は効率や利便性がある一方、個人情報保護の観点から、チェック体制の強化が必要。
- ・地域のアメニティーをいかに高めるか(市場価格では評価できないものを含む)。 →結果として人口増、定住などに繋がる。
- ・憲法で定められた地方自治のあり方を見直し、地方財政権と住民主権の確立が求められる。
- ・生き生きとした一人一人の暮らしを保障すること(市民参加、地方の個々のニーズ、地方自治の尊重)が大切。それが地方が活性化することにも生きてくる。

(3日目 全体会 特別講演②)

- ・地域の課題を、マイナスに捉えるのではなく、プラスの価値を見出すこと。
- 多彩な地域性、多様な地域資源、住民の個性・思いなどを総合的に捉え、地域の魅力価値をさらに増進、発展させるために、行政による条件整備やサポートのなかで、真庭ライフスタイルにしていくことが、多彩な真庭の豊かな生活に繋がっている。そのことが移住、定住にも繋がりを、持続可能な真庭市の姿になりつつある。
- 地域の個性を知ること、見出すことは、その地域の価値を引き出す。
- また自分事として捉え、住民が主体となって築き上げていくことで、行政も市民のニーズがより見えてくること、また地域の魅力を個々が感じやすくなっているように思う。
- 現場で取り組み、市民、関係機関、行政等が、課題を出し合い、協働していくことが、地域が育まれ、地方自治がよりよく生き、発展に繋がっているように思う。
- それは各世代が生き生きと暮らせるような、きめ細やかな取り組みであることも重要。
- 各地域によって、課題も、魅力も、資源も違うので、上田市の魅力をさらに引き出し、各機関や市民とが協働し、一人一人が生き生きと暮らしていける地域を目指していきたい。